

【資料2】 (仮称) 女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会をともに実現するための条例に盛り込むべき考え方について

●検討の経緯・目的

令和5年、日本のジェンダー・ギャップ指数は125位とさらに後退し、区においても、附属機関等における女性委員の割合は35% (R5.4/1現在) であり、行動計画目標値である40%に達していないなどの課題が見てとれる。

SDGsの目標「ジェンダー平等の実現」にあたり、すべての人が性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の形成が求められている。そのため、ジェンダー平等の視点に基づき施策を推進するための条例を制定し、区としての姿勢や考え方を明確にし、今後の取組みの指針とする。

●目次

1. 区として目指す姿
2. 基本理念
3. 区の責務
4. 区民等の責務理解
5. 教育関係者の責務役割
6. 事業者等の責務協力
7. 禁止事項
8. 情報の発信および流通にあたっての配慮
9. 基本的施策
10. 行動計画
11. 附属機関等の委員
12. 女性のエンパワーメント
13. 拠点の整備
14. 推進会議
15. 苦情の申出・対応
16. 変化への対応

1. 区として目指す姿／女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会の実現

すべての人が、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティにとらわれることなく、

- 差別や暴力を受けることのない社会
- 多様な個人として尊重され、排除されることのない社会
- 自らの意志によって、社会のあらゆる分野に公平で平等に参画できる社会
- その個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会

2. 基本理念

(1) 人権侵害の根絶

⇒ 配偶者暴力等、ハラスメント、性別等を理由とした差別などの人権侵害が根絶されること。

※ 配偶者暴力等とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、パートナー、交際相手である者またはあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的または性的な暴力をいう。

※ 性別等とは、性別（生まれた時に割り当てられた性をいう。）、性的指向およびジェンダーアイデンティティをいう。

(2) 多様な生き方の選択

⇒ すべての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意志と責任において多様な生き方を選択できること。

(3) 公平で平等な参画機会の確保

⇒ すべての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案および決定に公平で平等に参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活と職場、学校、地域活動の調和

⇒ すべての人が、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動および職場、学校、地域等における活動の調和のとれた生活暮らしを営むことができること。

(5) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重

⇒ すべての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。

(6) 女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会を支える教育

⇒ 学校教育、社会教育その他の教育の場において、女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた取組みが行われること。

※ メディア・リテラシーとは、多様なメディアが伝える様々な情報を無批判に受け止めるのではなく、主体的に読み解き、取捨選択したうえで適切に利用して発信する能力および多様なメディアを通じて意思疎通する能力をいう。

(7) 性的指向やジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難等の解消

⇒ すべての人の性的指向やジェンダーアイデンティティに関する自己決定権が尊重され、性的指向やジェンダーアイデンティティを原因とした日常生活上の困難等が解消されること。

(8) 国際社会・国内での取組みに対する理解・推進

⇒ 国際社会および国内における女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会に係る取組みを積極的に理解し、推進すること。

### 3. 品川区の責務

- 基本理念に基づき、女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会の推進に係る施策を総合的かつ計画的に実施する。
- 区民等、教育関係者、事業者等、国、他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、協力して女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会を推進する。

### 4. 区民等の責務理解

- 区民等とは「品川区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で学ぶ者その他区内で活動する者」をいう。
- 女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会について理解を深め、家庭生活、職場、学校、地域等の活動において、その推進に努める。
- 区が実施する女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会の推進に係る施策に協力するよう努める。

### 5. 教育関係者の責務役割

- 区内において「学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人、法人その他の団体」をいう。
- 女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会の推進に係る教育の重要性を認識し、教育を行うよう努める。
- 区が実施する女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会の推進に係る施策に協力するよう努める。

### 6. 事業者等の責務協力

- 事業者等とは「営利または非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人、法人その他団体」をいう。
- 女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会について理解を深め、事業活動を行う際は、その推進に努める。
- すべての人が家庭生活、職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努める。
- 区が実施する女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会の推進に係る施策に協力するよう努める。

### 7. 禁止事項

- 配偶者暴力等、ハラスメント、性別等を理由とした差別などの人権侵害の禁止
- 個人の性的指向やジェンダーアイデンティティに関して、公表の強制または禁止すること、もしくは本人の意に反して公にすること（アウトティング）の禁止

### 8. 情報の発信・流通にあたっての配慮

- 何人も、情報の発信および流通にあたっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

### 9. 基本的施策

区は、女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会を実現するため、行動計画に基づき、次に掲げる施策を行う。

- (1) 配偶者暴力等、ハラスメント、性別等を理由等した差別などの人権侵害の根絶に向けた施策
- (2) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた施策
- (3) 政策決定およびあらゆる場での意思決定の過程における女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会を推進するための施策
- (4) 性別等にかかわらず、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動および職場、学校、地域等における活動の調和を可能とするための施策
- (5) 生涯にわたるすべての人の健康の支援のため、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重に向けた施策
- (6) 学校教育、社会教育その他の教育の場において、女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた施策
- (7) 多様な性に関する理解の促進と性的指向、ジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策
- (8) 国際社会および国内における女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会にかかる取組についての理解および推進に向けた施策

## 10. 行動計画

- 区は、基本理念を実現するための行動計画を策定し、これに基づき、**女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会**を総合的かつ計画的に推進していく。
- 行動計画は、**推進会議**の意見を聞いて策定する。
- 行動計画を策定または変更したときは、速やかに公表する。
- 行動計画に基づく区の施策の進捗状況については、**推進会議**の評価および意見を付して毎年公表する。

## 11. 附属機関等の委員

- 区の政策に多様な意見を反映するため、区の附属機関等における委員の男女（性別またはジェンダーアイデンティティに基づく男女をいう。）構成について、行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じることにより、委員の男女構成の均衡を図る。

※ 「男女共同参画のための品川区行動計画（第5次）」では、区が設置する附属機関等における女性委員の割合について、令和5年度までに「40%」を目標としている。（令和5年4月1日現在 35%）

## 12. 女性のエンパワーメント

- 区は、基本的施策の実施を通じて、女性（性別またはジェンダーアイデンティティに基づく女性をいう。以下同じ。）が尊厳と誇りをもって自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できるよう、女性のエンパワーメントのために必要な支援を行うものとする。

※ エンパワーメントとは、「その人の本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること、または個人として、もしくは社会集団としてあらゆる段階の経済、政治その他の分野における意思決定の場に参画し、自律的な力を発揮すること」をいう。

## 13. 拠点の整備

- 区は、**女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会**の推進を図るための拠点を整備する。
- ※ 品川区男女共同参画センター（総務部人権啓発課男女共同参画担当）

## 14. 推進会議

- 区長の附属機関として、品川区女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 推進会議は、区長の諮問に応じ、下記の事項について調査審議し、答申を行う。
  - ・行動計画の評価、変更その他行動計画に関する重要事項に関すること。
  - ・区における女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会の推進に関すること
  - ・そのほか区長が必要と認めること。
- 推進会議は15人以内の委員をもって組織する。

## 15. 苦情の申出・対応

- 区民等、教育関係者および事業者等は、区に対して、区が実施する女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会の推進に関する施策に係る苦情を申し出ることができる。
- 区は、苦情の申出に対し、女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会の推進に資するように適切に対応するものとする。
- 区は、苦情の申出に対応するにあたっては、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。
- 区長は、苦情の申出についての意見を聞くため、品川区女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会推進のための苦情調整委員（以下「苦情調整委員という。」）を置くことができる。
  - ※ 苦情の対応にあたっては、専門的見地から話を聞く必要がある場合も想定されるため、苦情調整委員を置くことができるよう想定している。苦情調整委員は、あらかじめ選任されるものではなく、苦情の内容に応じて、学識経験者や弁護士などを選任する。
- 苦情調整委員は、申出に対する意見を区長に述べるため、必要に応じて関係機関等に説明を求め、または資料の提出を求めることができる。

## 16. 変化への対応

- 区は、将来の環境および社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すものとする。